

《自賠責保険請求用》診断書・診療報酬明細書の取付け手順

医事課 文書受付窓口
TEL:072-366-0221(代表)
(内線:3795)

2024年7月更新

交通事故でご受診された場合、自賠責保険を請求するための診断書・診療報酬明細書が必要となる場合があります。ご依頼の場合、下記の注意事項をご確認の上、ご依頼ください。

《受付場所》

文書受付窓口（病院2階）

- ※郵送での受付は行っていません。
- ※メンタルヘルス科、脳神経内科のご依頼については診療科受付にて受付となります。

《受付時間》

平日 9:00～17:00 / 土曜日 9:00～15:00

※日曜・祝日・創立記念日(11/5)・年末年始(12/29～1/3)は除く

《文書料金》

診断書／診療報酬明細書 各 6,600円（税込）

- ※お受け取りの際のお支払いになります。
- ※診療科ごとの作成になります。複数診療科にわたり診断書・診療報酬明細書が必要な場合は、診療科ごとの手続きと料金が必要になります。
- ※複数部数ご依頼される場合や、再発行の場合も都度料金が必要になります。
- ※診療報酬明細書については、文書料金が発生しない場合があります。

《必要書類》

◆**診断書ひな形**（診療科が複数の場合、診療科分の枚数が必要になります。）

◆（第三者が依頼される場合）**同意書**（同意日から6か月以内の原本）

◆（郵送で受取ご希望の場合）**切手を貼付・宛先を記載した返送用封筒**

- ※郵送については、普通郵便で書類紛失等が起きましても当院ではその責任を負いかねますので、簡易書留やレターパックのご利用をお勧めします。
- ※郵送で受取の場合、文書料金の請求書を同封しますので振込にてお支払をお願いいたします。（振込手数料は振込人のご負担となります）
- ※郵送料に対し貼付の切手が不足する場合は、「不足分受取人払」として郵送いたしますので、別途追加郵送料のお支払をお願いいたします。

《注意事項》

- ・ご依頼の際に、「事故日」と「証明期間」をお申し出ください。
- ・診療報酬明細書は医師が記載した診断書を元に作成します。診療報酬明細書のみの発行はできません。（自賠責保険請求用の診断書（コピー可）が必要になります。）
- ・診療報酬明細書が不要（診断書のみの依頼）の場合は、お申し出ください。
- ・文書作成後の依頼人都合によるキャンセル（返金含む）はお受けできませんのでご了承ください。